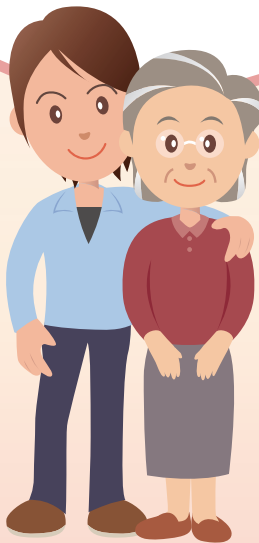


いざという時のために 知って安心

成年後見制度 成年後見登記

認知症のおばあさんを
悪徳訪問販売員から
守りたい。



アパート経営をしている
父が突然の病に倒れ入院。
なんとか父のかわりに
管理をしたい。

知的障害を持つわが子の
ために、私達が亡くなった後も
子どもの生活や財産管理を
まかせたい。



ほう む しょう じん じ きょく
法務省民事局

自分のために みんなの安心 成年後見制度



Q

成年後見制度って どんな制度ですか？

A

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



Q

成年後見制度には どのようなものがあるのですか？

A

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

法定後見制度
「後見」「保佐」「補助」

成年後見制度

任意後見制度

法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	(注2)	民法13条1項所定の行為(注3)(注4)(注5)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注3)(注5)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注2)	同上(注3)(注4)(注5)	同上(注3)(注5)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど(注6)	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 成年被後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注6) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

法定後見制度の事例

① 本人の状況: 統合失調症

② 申立人: 叔母

③ 成年後見人: 司法書士

④ 成年後見監督人: 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

⑤ 概要

後見開始事例



本人は20年前に統合失調症を発症し、15年前から入院していますが、徐々に知的能力が低下しています。また、障害認定1級を受け障害年金から医療費を支出しています。本人の家族構成は母一人子一人でしたが、母が半年前に死亡したため、親族は母方の叔母がいるのみです。亡母が残した自宅やアパートを相続し、その管理を行う必要があるため、母方の叔母は後見開始の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、母方の叔母は、遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、主たる後見事務は、不動産の登記手続とその管理であることから、司法書士が成年後見人に選任され、併せて公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが成年後見監督人に選任されました。

①本人の状況: 中程度の認知症の症状

②申立人: 長男

③保佐人: 申立人

④概要

保佐開始事例



本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、わからなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を売りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めました。

①本人の状況: 軽度の認知症の症状

②申立人: 長男

③補助人: 申立人

④概要

補助開始事例



本人は、最近お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになり、また、長男が日中仕事で留守の間に、訪問販売員から必要のない高額の商品を何枚も購入してしまいました。困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

Q 成年後見人等には、 どのような人が選ばれるのでしょうか？

A 成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

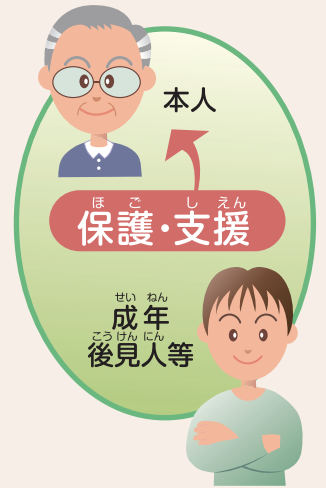
なお、後見開始等の審判を申し立てた人において特定の人を成年後見人等に選ばれることを希望していた場合であっても、家庭裁判所が希望どおりの人を成年後見人等に選任するとは限りません。希望に沿わない人が成年後見人等に選任された場合であっても、そのことを理由に後見開始等の審判に対して不服申立てをすることはできませんので、ご注意ください。

Q A

成年後見人等の 役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることとなります。



Q A

成年後見の申立てをする方がいない場合は、 どうすればよいのでしょうか？

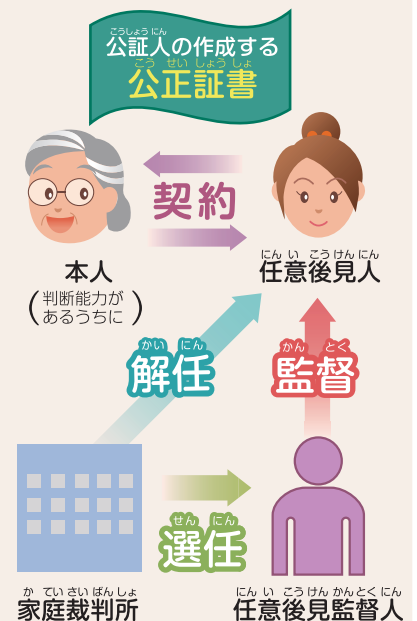
身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立権が与えられています。



Q A

任意後見制度とは、 どのような制度ですか？

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。



- ①本人の状況: 脳梗塞による認知症の症状
- ②任意後見人: 長女
- ③任意後見監督人: 弁護士
- ④概要

任意後見監督人選任事例



本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていましたが、判断能力が低下した場合に備えて、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえ忘れてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになりました。

Q
A

法定後見制度を利用したいのですが、 法定後見開始の審判の申立てに必要な費用は どのくらいかかるのでしょうか？

	後見	保佐	補助
申立手数料 (収入印紙)	800円	800円 (注7)	800円 (注8)
登記手数料 (収入印紙)※	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注9)、鑑定料(注10)		

※当分の間、登記印紙も使用することができます。

(注7) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。

(注8) 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりません。これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。

(注9) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注10) 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となっています。

(注11) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手するための費用も別途かかります(申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。)

(注12) 資力が乏しい方については、日本司法支援センター(愛称「法テラス」)が行う民事法律扶助による援助(申立代理人費用の立替えなど)を受けることができる場合があります。詳しくは法テラスの相談窓口(コールセンター 0570-078374)へお電話ください。

また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。

法定後見制度の利用後に、成年後見人等から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払が必要となります。

Q A

任意後見契約公正証書を作成するために必要な費用はどのくらいかかるのでしょうか？

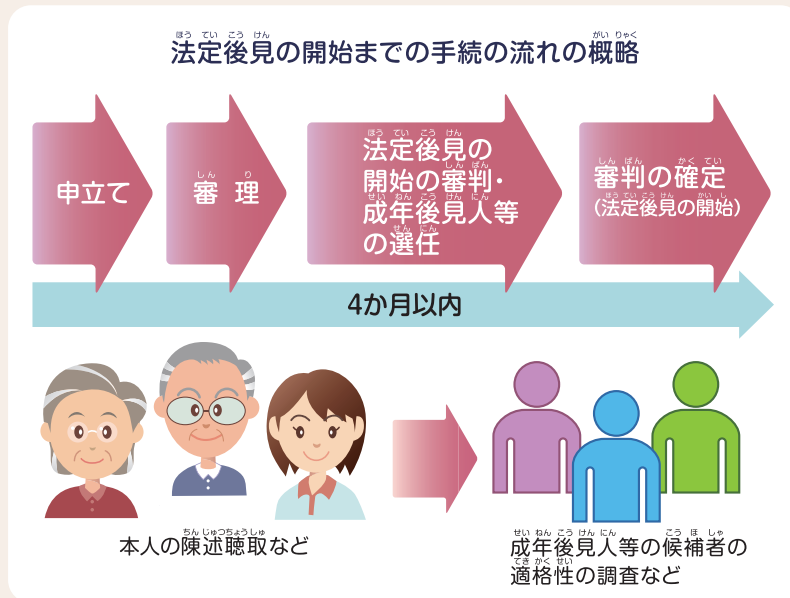
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円
その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

上記費用とは別に、任意後見監督人選任の申立て費用が必要となります。契約の内容によっては、任意後見人に対する報酬の支払が必要となります。また、任意後見契約の発効後、任意後見監督人から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払が必要となります。

Q A

法定後見制度を利用したいのですが、申立てから開始までどれくらいの期間がかかるのでしょうか？

審理期間については、個々の事案により異なり、一概にはいえませんが、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっています。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。



Q A

法定後見が開始した後で、制度の利用をやめることはできますか？

成年後見制度は判断能力が不十分な本人の権利を保護するための制度ですので、本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り、制度の利用を途中でやめることはできません。

自分のために みんなの安心

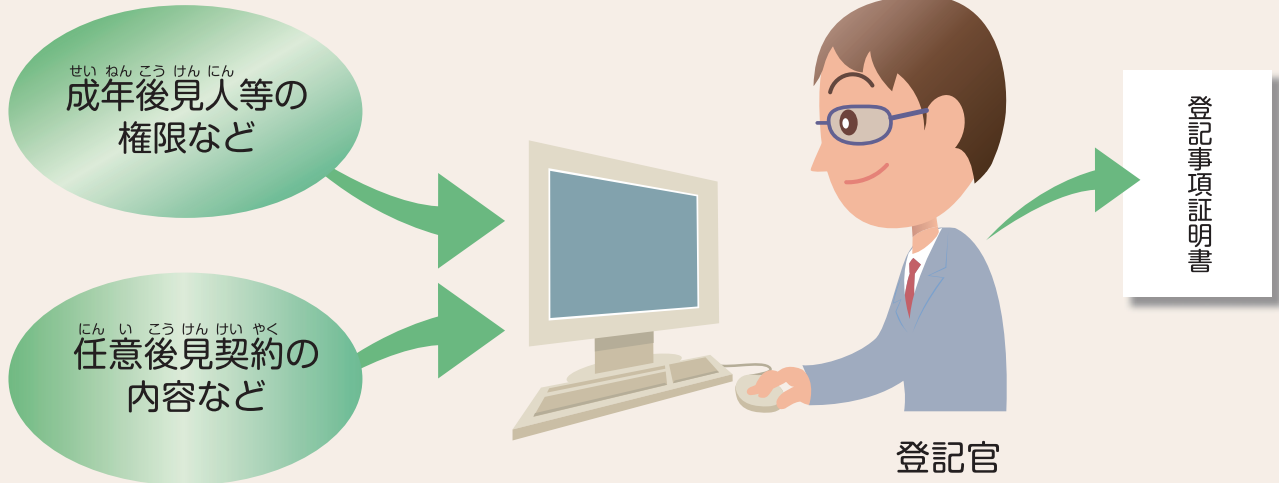
成年後見登記



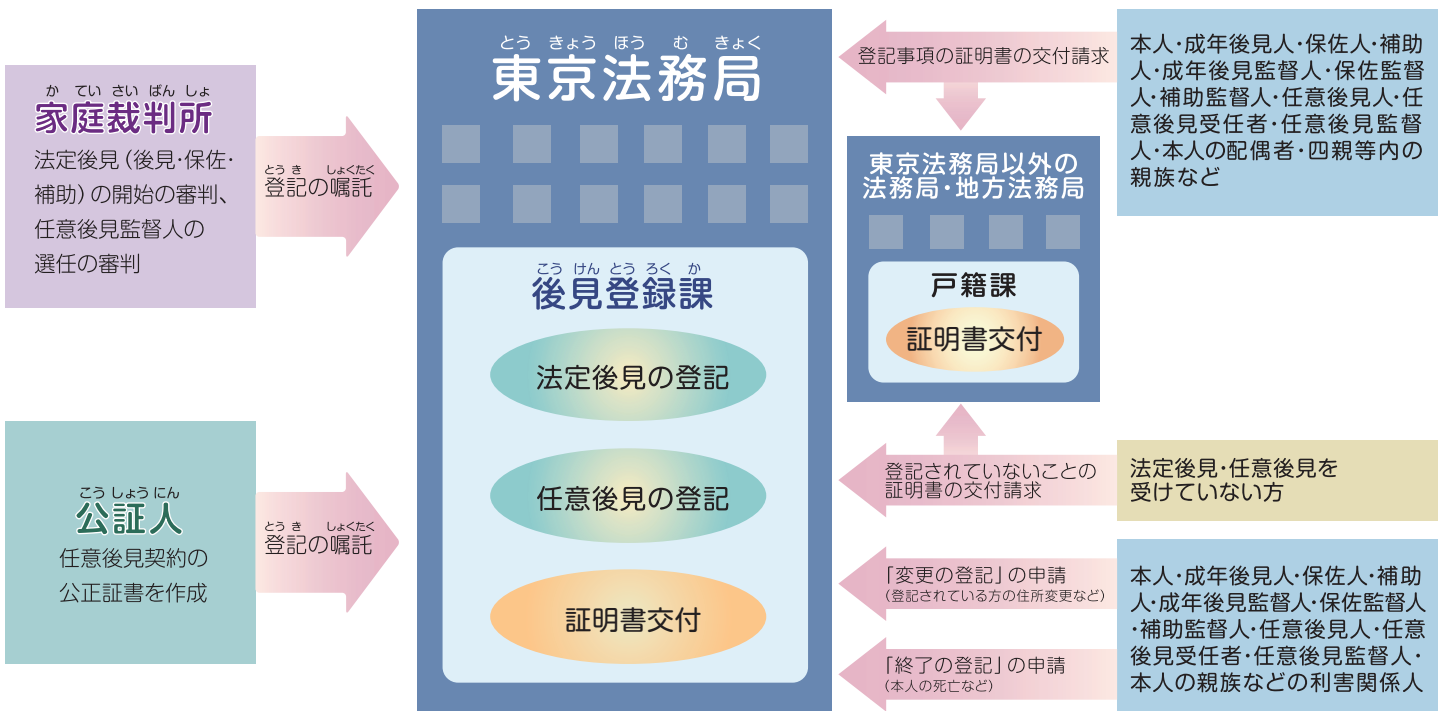
Q
A

成年後見登記制度とは
どんな制度ですか？

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記官がコンピュータ・システムを用いて登記し、また、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することによって登記情報を開示する制度です。



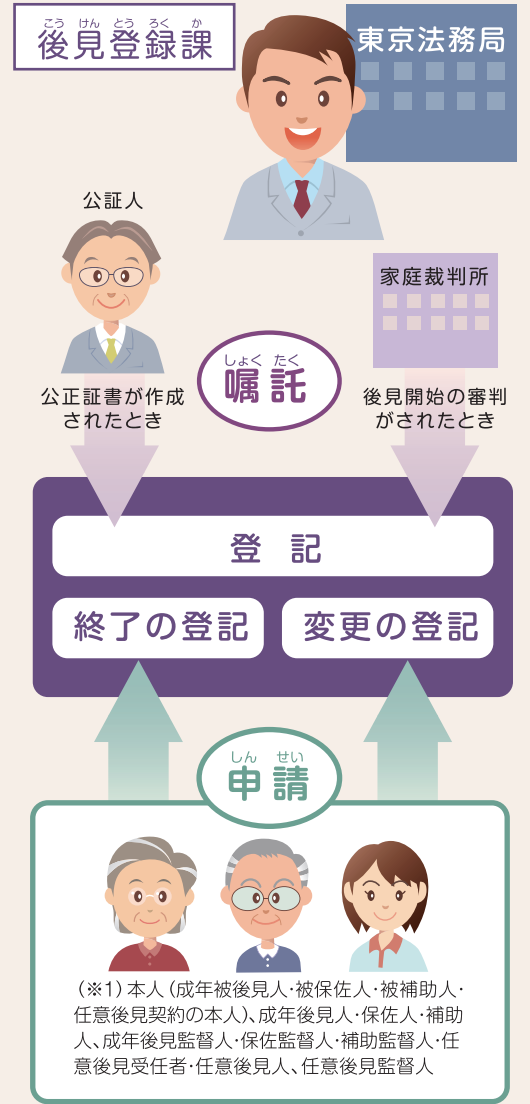
成年後見登記制度のイメージ



Q A

登記はどのようにされるのですか？

東京法務局の後見登録課で、全国の成年後見登記事務を行っています。後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所または公証人からの嘱託によって登記されます。また、登記されている本人・成年後見人など(※1)は、登記後の住所変更などにより登記内容に変更が生じたときは「変更の登記」を、本人の死亡などにより法定後見または任意後見が終了したときは「終了の登記」を、申請する必要があります。この「変更の登記」「終了の登記」の申請は、本人の親族などの利害関係人も行うことができます。登記の申請は、書留郵便で行うことができます。



Q A

どのようなときに、登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を利用することができますか？

たとえば、成年後見人が、本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するとき、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法が考えられます。また、成年後見(法定後見・任意後見)を受けていない方は、自己が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。



Q

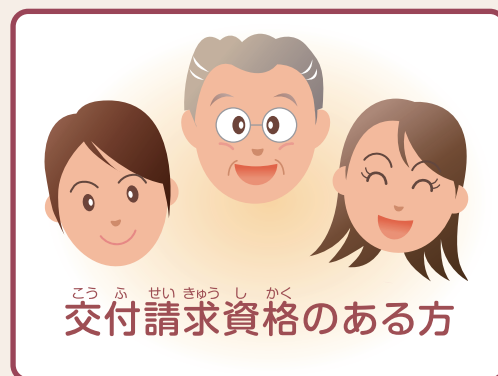
どのように登記事項の証明書・登記 されていないことの証明書の交付請求を するのですか？

A

証明書の交付請求をする場合には、請求者の住所、氏名、生年月日および資格(本人との関係)などを記載した申請書に、下記の額(※2)の収入印紙(手数料)を貼り、必要な添付書面(※3)を添えて請求してください。請求は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封して郵送で行うこともできます。なお、証明書を交付する際には、免許証・保険証など本人確認のための資料の提示・提供をお願いしております。郵送で請求される場合には、コピーしたものを同封いただきますようご協力願います。

窓口での証明書の交付は、東京法務局民事行政部後見登録課および東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課で行っています。

- ※2 登記事項の証明書 1通につき 550円
登記されていないことの証明書 1通につき 300円
- ※3 本人の配偶者または四親等内の親族が証明書の交付請求をする場合には、親族関係を証する書面として戸籍謄抄本や住民票等を添付する必要があります。
また、本人から委任を受けた代理人が、本人に代わって証明書の請求をすることもできますが、その場合には、委任状を添付することが必要となります。



交付請求

窓口



郵送



請求先窓口

東京法務局民事行政部後見登録課
(東京法務局以外の)法務局・地方法務局戸籍課

郵送での請求先

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
TEL: 03-5213-1234 (代表)
03-5213-1360 (ダイヤルイン)

証明書の申請書用紙は、最寄りの法務局・地方法務局(最終ページの電話番号一覧を参照してください。)、または法務省のホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)の成年後見制度のページなどからお取り寄せください。

Q

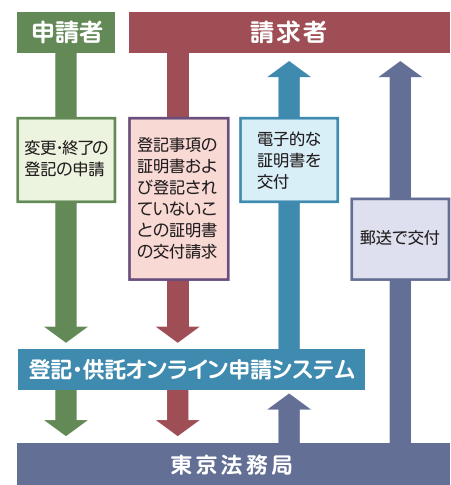
オンラインによる登記の申請や証明書の交付請求をすることはできますか？

A

変更および終了の登記の申請や登記事項の証明書および登記されていないことの証明書の交付請求は、自宅やオフィスからインターネットにより登記・供託オンライン申請システムを利用して行うこともできます(※注)。

- (注1) オンライン申請を行うには、認証機関から発行される電子証明書を取得する必要があり、利用できる認証機関は法務省ホームページに掲載されています。
 (注2) 手数料の額、手数料の納付方法、その他オンライン申請の利用方法については、法務省ホームページ上の「オンライン申請」のページをご覧ください。

オンライン申請のイメージ



Q

オンラインで証明書を請求するときの手数料はどのようになりますか？

A

証明書の交付請求をオンラインにより行う場合には、電子データによって交付される「電子的な証明書」を求める方法と、従来どおりの紙の証明書の交付(郵送に限ります。)を求める方法とがあります。

それぞれの場合について、次のとおり額の手数料を電子的に納付しなければなりません。

詳しくは、法務省ホームページ内の「オンライン申請」のページをご覧ください。

手数料	オンラインによる請求		窓口・郵送による請求
	紙の証明書	電子的な証明書	
登記事項の証明書	380円	320円	550円
登記されていないことの証明書	300円	240円	300円

Q

誰が登記事項の証明書・登記されていないことの証明書の交付を請求できますか？

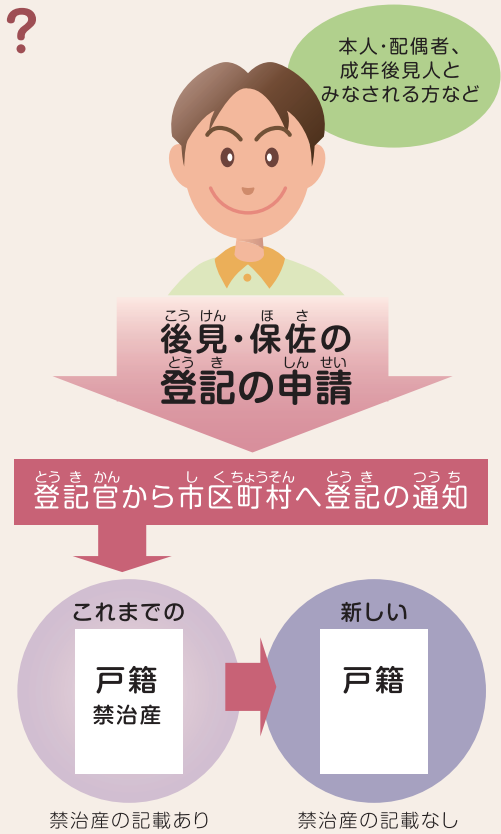
A

証明書の交付請求ができる方は、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の調和を図る観点から、登記されている本人、その配偶者・四親等内の親族、成年後見人など一定の方に限定されています。なお、取引相手であることを理由に、請求することはできません。

Q A

戸籍上の禁治産・準禁治産の記載はどうなるのですか？

「禁治産」および「準禁治産」の宣告を受けている方は、平成12年4月から、それぞれ「成年被後見人」および「被保佐人」とみなされます。また、「後見人」および「保佐人」は、それぞれ「成年後見人」および「保佐人」とみなされます。これらの本人、配偶者、四親等内の親族のほか、成年後見人・保佐人とみなされる方などは、戸籍から登記への移行の登記申請をすることができます。この登記がされると、登記官から本人の本籍地の市区町村へ通知がされ、禁治産および準禁治産の記載のない新しい戸籍が作られます。なお、この登記の申請がされないと、禁治産および準禁治産の戸籍上の記載はそのままとなります。



成年後見制度についてわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

成年後見制度について

- 法務省民事局参事官室 TEL:03-3580-4111(代表)
- 法テラス(日本司法支援センター) TEL:0570-078374(コールセンター)
- 各市町村の地域包括支援センター(障害者の相談窓口は各市町村)
- 全国の弁護士会
- 全国の司法書士会(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)
- 日本社会福祉士会及び各地の「権利擁護・成年後見センターぱあとなあ」
- 全国の社会福祉協議会

成年後見登記制度について

- 法務省民事局民事第一課 TEL:03-3580-4111(代表)
- 東京法務局民事行政部後見登録課
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
TEL:03-5213-1234(代表)
03-5213-1360(ダイヤルイン)

任意後見契約について

- 日本公証人連合会 TEL:03-3502-8050
- 全国の公証役場

成年後見制度を利用するための申立ての申立ての申立ての手続や必要書類、費用などについて

- 全国の家庭裁判所

登記事項証明書等の交付請求、申請用紙などについて

東京法務局	03-5213-1360	奈良地方法務局	0742-23-5534	福岡法務局	092-721-9334	盛岡地方法務局	019-624-1141
横浜地方法務局	045-641-7976	大津地方法務局	077-522-4692	佐賀地方法務局	0952-26-2185	秋田地方法務局	018-862-1129
さいたま地方法務局	048-851-1000	和歌山地方法務局	073-422-5131	長崎地方法務局	095-820-5953	青森地方法務局	017-776-9021
千葉地方法務局	043-302-1316	名古屋法務局	052-952-8111	大分地方法務局	097-532-3347	札幌法務局	011-709-2311
水戸地方法務局	029-227-9911	津地方法務局	059-228-4192	熊本地方法務局	096-364-2145	函館地方法務局	0138-23-9526
宇都宮地方法務局	028-623-6333	岐阜地方法務局	058-245-3181	鹿児島地方法務局	099-259-0668	旭川地方法務局	0166-38-1165
前橋地方法務局	027-221-4466	福井地方法務局	0776-22-5090	宮崎地方法務局	0985-22-5250	釧路地方法務局	0154-31-5015
静岡地方法務局	054-254-3555	金沢地方法務局	076-292-7829	那覇地方法務局	098-854-7953	高松法務局	087-821-6191
甲府地方法務局	055-252-7176	富山地方法務局	076-441-0550	仙台法務局	022-225-5734	徳島地方法務局	088-622-4171
長野地方法務局	026-235-6611	広島法務局	082-228-5765	福島地方法務局	024-534-1933	高知地方法務局	088-822-3331
新潟地方法務局	025-222-1561	山口地方法務局	083-922-2295	山形地方法務局	023-625-1321	松山地方法務局	089-932-0888
大阪法務局	06-6942-9459	岡山地方法務局	086-224-5659				
京都地方法務局	075-231-0199	鳥取地方法務局	0857-22-2260				
神戸地方法務局	078-392-1821	松江地方法務局	0852-32-4230				

法務省のホームページ・アドレス

<http://www.moj.go.jp/>